

# 議 事 録

令和7年度四万十町農業委員会1月総会

日 時 令和8年1月28日(水)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第19号 会期の決定について
- 第2 指定第20号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第24号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第25号 非農地証明事務処理報告について
- 第5 議案第32号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第6 議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第7 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第8 議案第35号 四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
- 第9 議案第36号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
- 第10 その他

[出席委員]

- |            |           |           |           |            |
|------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1. 山部 洋平   | 2. 今井 満隆  | 3. 谷脇 誠郎  | 4. 小野 重明  | 5. 佐竹 孝太   |
| 6. 下元 誠一郎  | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄  | 10. 東出 一茂 | 11. 小野川 隆彦 |
| 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮  | 15. 中原 英昭 | 17. 西川 香代美 |
| 18. 吉田 健夫  | 19. 太田 祥一 | 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸  |
| 23. 西内 一隆  | 24. 市川 絢子 | 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄  | 27. 廣田 智之  |
| 28. 大西 博之  | 29. 石田 芳秋 | 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 33. 橋本 健太郎 |
| 34. 平野 直人  | 35. 山崎 力  | 36. 上野 渡  | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸  |
| 39. 梶原 美智  |           |           |           |            |

[欠席委員]

7. 浜田 大彰 16. 宮脇 眞弓 32. 山本 誠二

[事務局]

小嶋 二夫・杉本 孝成・森光 愛・田村 亮・槇尾 拓生・山川 美恵

会長

皆さん明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいいたします。1月に入りまして大変寒い日が続いています。2、3日ほど暖かい日がありましたが、その後寒い日が続いています。また、世の中は政局では衆議院の解散総選挙が始まっております。昨日公示になりまして、2月8日が投開票となっております。急な選挙となりました。国民の生活を一番においた政治政策をとっていただきたいと思います。1月20日は農業委員会全員研修ということで、今年リモートにはなりましたがたくさんの皆さんに集まっていただきました。誠にありがとうございました。

今年につきましては、地域計画の最適化活動の推進という形のテーマだったと思います。特に今年は地域計画のブラッシュアップという形で、それを磨き上げるという大きな目標となってまいろうかと思えます。具体的には、どれだけ動いていくかまで決まっておりますが、また決まりましたら皆様にお繋ぎしたいと思いますので、どうかこちらの方もよろしくお願いいしたいと思います。

それと今、全国では大変雪のニュースが多く入ってきております。山陰、北陸、東北、北海道、特に日本海側を中心に、たくさんの雪が降っております。場所によっては5mに迫るような雪も降っておるというのも聞いております。本当に今年は雪の多い年というようになっております。それと最近、特に1月に入ってもですが火事のニュースが毎日のように入ってきております。これも雨の少ないせい、乾燥しているせい、また、北西で北風が吹くせいでなかなかいっぺん火事になると消えません。我々の地域でも火事には気をつけていただきたいと思います。火事も多いということは、雨も降らない、湿気がないということにつながります。四万十町でも渇水、川にも水がなくなりました。今日も放送していましたが、四万十町の皆さんには、いろんなところで節水お願いしますという広報も流れておりましたので、節水的なものも気を付けていただければというふうに思っております。今年も最初からいろんな大変なニュースばかりではございますが、今年も皆様方にはいろいろ協力していただいて、一年間また頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いい申し上げます。それでは只今より1月総会を始めたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

議長

ただ今から、令和7年度四万十町農業委員会1月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いいします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号24番市川絢子委員にお願いします。それではご起立をお願いします。憲章は、添付資料の最後にございます。

23番

～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員

～ 朗読 ～

議長

本日の会議に、7番浜田大彰委員、16番宮脇眞弓委員、32番山本誠二委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員19名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。それでは議事に移ります。

日程第1、指定第19号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和7年度四万十町農業委員会1月総会の会期は、令和8年1月28日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 次に、日程第2、指定第20号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に11番小野川隆彦委員と33番橋本健太郎委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 日程第3、報告第24号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第24号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」をご説明します。今月は西部地域の1件です。議案書は3ページです。

番号1番、土地の所在地、上宮字西久山362番1、地目、田、面積は442㎡です。外2筆あり計3筆、面積は3,778㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和8年1月5日です。報告は以上です。

議長 報告第24号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。

議長 特になければ、報告第24号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第25号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第25号「非農地証明事務処理報告について」四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項、及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行しましたので、ご報告いたします。

議案書4ページをご覧ください。

今月は窪川地域から2件、西部地域から1件となっております。

番号1番、添付資料は1ページから2ページです。奥呉地字栗カサコ534番16、地目畑、面積253㎡、外1筆あり、合計2筆、面積は381㎡です。534番16は、20年以上前から耕作されておらず、現在は山林になっています。また377番2は、33年前から倉庫が建っており、以降、宅地として利用しております。令和7年12月16日、担当委員と職員が現地を確認し、534番16については、「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、また377番2については「証明基準のエ、人為的に転用して既に20年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号2番、添付資料は3ページから8ページです。南川口字岡分134番、地目畑、面積6.61㎡、外5筆あり、合計6筆、面積は495.61㎡です。134番は、50年ほど前から道として利用されています。その他の5筆は、ほぼ同時期から耕作されておらず、現在は山林となっています。令和7年12月24日、担当委員と職員が現地を確認し、134番については、「証明基準のエ、人為的に転用して既に20年以上経過している土地」と認め、またその他の5筆については「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。窪川地域からは以上です。

続いて西部地域です。

番号3、添付資料は9ページから10ページです。土地の所在地、大正北ノ川字西ノダン408番4、地目、畑、面積361㎡です。申請地は20年以上前より建物敷地となっており現在に至ります。令和8年1月8日担当委員と現地確認を行い、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4、証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地と認め非農地証明書を発行しております。報告は以上です。

議長 報告第25号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。23番西内一隆委員。

23番 番号1番の現況写真に印字されている地番が377-2なんですが、間違っているのでは訂正をお願いします。

事務局 すみません、指摘通りで2ページ目の現況写真の上の段は337-2になっていますけど、377-2が正しいので訂正させていただきます。どうもありがとうございます。

議長 他に何かないでしょうか。特になければ報告第25号は終わります。

議長 続いて、日程第5、議案第32号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。議案第32号、番号10番は議席番号27番廣田智之委員が四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、先に番号1番から9番までの審議、採決を行い、その後に27番廣田智之委員に退席をしていただき番号10番の審議採決を行います。それでは事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。議案書は 5 ページからです。申請地の位置は添付資料の 11 ページからになります。件数につきましては窪川地域 6 件、西部地域 3 件、計 9 件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。番号 7 番については 1 月 27 日付で両者から取り下げ書が提出されましたので、議案からは削除いたします。

番号 1 番、土地の所在地、藤ノ川字森ノ山 245 番 1、地目、畑、面積、1,114 m<sup>2</sup>です。権利事由は賃貸借権の設定です。貸出理由は本人希望、借受理由は相手方の要望です。契約期間は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日の 5 年です。申請地では、ユズを栽培する計画です。

番号 2 番、土地の所在地、東川角字棒田甲 619 番 1、地目、田、面積 709 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の希望、譲受理由は本人希望です。申請地では、野菜を栽培する計画となっています。

番号 3 番、土地の所在地、西川角字大木場 924 番 1、地目、田、面積 3,565 m<sup>2</sup>、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積、計 6,572 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。

番号 4 番、土地の所在地、七里字三本杉甲 323 番、地目、田、面積 2,484 m<sup>2</sup>、外 3 筆あり、合計 4 筆、面積、計 6,860 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。

番号 5 番、土地の所在地、興津字森ノ前 825 番、地目、田、面積 373 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、野菜を栽培する計画となっています。番号 1 番から 5 番の説明は以上です。

続いて西部地域からです。番号 6 についてご説明します。土地の所在地、上宮字西久山 362 番 1、地目田、面積 442 m<sup>2</sup>、ほか 2 筆あり、計 3 筆。面積は計 3,778 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転による贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稻を耕作する計画です。

番号 7 については先ほど説明したとおり削除いたします。

続いて番号 8、土地の所在地、小野字中谷 508 番 1、地目田、面積 851 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転による売買になります。譲渡理由は、相手方の要望。譲受理由は、本人希望です。申請地では、水稻を耕作する計画です。

続いて番号 9、土地の所在地、小野字修正田 1006 番 1、地目、田、面積 861 m<sup>2</sup>、他 4 筆あり計 5 筆。面積は計 6,178 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転による売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稻、生姜、野菜を耕作する計画です。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第 32 号、番号 1 番から 9 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、私でございます。番号 1 番について、26

日に貸出人、借受人両者から確認をしました。現況は畑であることを確認しております。借受人は農地を有効的に利用しております。借受人は年間 150 日以上の農作業に従事することも確認しております。取得する農地の周辺に悪影響を与えないことも確認しております。貸出人は、お仕事上、四国内を転々とするような仕事をされていたということでしたが、一昨年定年退職され現在では地元に戻られております。また、借受人はお勤めをされながら柚子を栽培する兼業農家で、この農地は 5 年おきに貸借手続きを行っており、今回で 3 回目の貸借になるということでした。今回貸出人が退職されたと聞き自分でいっぺん作ってみたらと進めてみましたが、経験も無いしということで断られたので、今回も借受人が引き続き栽培をするということになったようです。借受人は大変勤勉で何事にも真面目に取り組む方です。以上の確認の結果、番号 1 番の貸借借権設定は、問題ないと判断をいたしました。

議長 続きまして番号 2 番、3 番について。22 番掛水誠幸委員。

22 番 添付資料 12 ページをまず見てください。現況は田になっていますが、現況は畑と思われる状態でございました。農地の有効利用は、譲受人の方は、ニラを 47a 経営しております。本人曰く、おおかた 400 日ぐらい働きやせんろうかと言われておりましたのでその通りだと思います。譲受人の世帯ですが、母親を含めた常時雇用者がおりますのでこれも特に問題ないと思います。周辺農地に影響を及ぼすかということ、もうすでに周りが宅地と畑でして現在の 709 m<sup>2</sup>って書いていたところの真ん中ぐらいですが、そこだけが一段落ち込んだ畑と思われるところになっていますので、問題はないものと思われまます。ニラの管理用の倉庫の横の土地でありまして特に問題はないものかなと思われまます。この件については以上です。確認は 21 日に現場へ行って確認しましたが、本人はニラの苗を農協に取りに行ったりと色々しており本人とは会いませんでしたので、母親と現地確認させていただきました。夜ですね、電話入れて今後のことについては、農地として有効利用してくださいねという話はしてまいりました。

3 番の方に移ります。この 3 番についても両者より 21 日にこれは電話で確認をさせていただきました。現況はですね田であり綺麗に管理されておりました。特に問題はないと思います。農地の有効的に利用できるかという話ですが、譲受人は会社に勤める傍らですね。約 1 町 6 反の稲の経営をされておりますので、当然 150 日以上の水の管理等を行っているということですので、これも問題ないと思います。農地周辺の支障ですが周りも全部田んぼでありまして、四万十川に近いところではありますが綺麗に管理されており、特に影響はないものと思われまます。今回の贈与にあたって譲受人の方に確認したところ、親戚関係にあたるということで納得したところでございます。譲渡人の方は県外在住でございまして、当然農機具も持っていないので、親戚である譲受人の方に贈与するという経緯になったようでございます。以上です。

議長 続きまして番号 4 番について。5 番佐竹孝太委員。

5 番 番号 4 番についてご説明させていただきます。譲渡人譲受人と両名に 1 月 26 日に行つて確認しております。譲渡人は譲受人のお父様ということであり、高齢ということも

あり今回贈与に至ったということになります。譲受人の方は普段から地域の田役等で僕たちと一緒に活動もされていますので全然問題ないかと思えます。現状は田、畑であることを確認しております。農地も効率的に利用し来年も水稻を作ることを確認しております。年間 150 日以上 of 農作業も確認することもできております。周辺地域も同じように水稻を作られているので、その点も含めて影響を及ぼすことがないと考えております。今後も一緒に、土地を守りながらやっていける方だと思っております。以上です。

議長 続きます、番号 5 番について。10 番東出一茂委員。

10 番 番号 5 番について、25 日に譲渡人、譲受人の両者に会い現地を確認しました。現況は、畑であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間 150 日以上、農作業に従事することも確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は高齢になってきて、土地を管理するのが困難な状況のため、譲受人に話をしたところ、引き受けてくれたそうです。野菜を作る予定です。贈与の所有権移転で問題ないと思えます。以上です。

議長 続きます、番号 6 番について。15 番中原英昭委員。

15 番 担当の宮脇眞弓委員から報告メモを預かっておりますので、そのまま読み上げさせていただきます。1 月 25 日に両者に電話で確認をしました。現況は田であることを確認しています。譲受人は父親の代から農地を効率的に利用しています。多分、父親の代からってというのは今回の報告 24 号に出ている合意解約で、そこを息子さんが譲受人になっているということを言っているのだと思えます。譲受人は年間 150 日以上、農作業に従事することを目指しています。周辺農地には支障を与えないことを確認しています。譲渡人は、高齢で体調不良のため譲り渡しに至った。譲受人は、父親と一緒に以前から作業を受けて耕作をしていた地域の担い手であり、今後も水稻を耕作していくとのことです。以上の結果、所有権移転には問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 続きます、番号 8 番、9 番について。13 番武内道則委員。

13 番 8 番ですが、現況は田でありまして綺麗に耕作されており、周辺農地に迷惑をかけていないことを確認しております。売買金額につきまして、ここら辺の相場とはかけ離れた金額でございますが、譲受人、譲渡人共に話をした上でのお互い納得した金額ということでございますので、第三者の僕はとやかくいう筋合いはないかなと思、この案件は問題ないかと思えます。

9 番ですが、今回の案件はですね、譲渡人は関東にお住まいの方なんですけど、ずっとこちらで高校時代までは過ごされまして、そこから埼玉の会社に就職して、跡を取って今会長をしておりますが、この方の母親がこの実家の方に、年に 2 回ほど孫、ひ孫を連れて四万十川で泳いでバーベキューをしてということを楽しんでおられたがですけど、その方もだいぶ高齢になりまして、田舎に戻ることもままならぬということになったもので、実家の宅地建物、農地全てを処分したいという話になりまして、宅地建物は

I ターンの方が管理している。農地の方なんですけど、譲渡人は林業に携わっている方でございますので、農地は要らんということで売買の話がこの譲受人に相談にきたと。譲受人もぜひとも売ってくれということで、売買になったわけなんですけど、金額にしまして、非常にこっちの相場よりも安いんですがこれでもよろしいですかと譲渡人にお伺いしましたが、作るやったらちゃんと真面目に作れよとくぎ刺しているというお話をされておりました。譲受人は認定農業者ではございませんが、この地域の5a、6aの小さい畝まの田んぼも綺麗に耕作しております、地域の担い手でございます。以上です。

議長 議案第32号、番号1番から9番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第32号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から9番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第32号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から9番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号10番の審議を行いますので、27番廣田智之委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号10番の説明をいたします。議案書は7ページ、添付資料は20ページになります。番号10番、土地の所在地、壱斗俵字クロハザ280番、地目、田、面積、638㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計1,410㎡です。権利事由は使用貸借権の設定です。貸出理由は本人希望、借受理由は相手方の要望です。契約期間は、令和8年2月1日から令和13年1月31日の5年です。申請地では、水稻を栽培する計画です。以上、この議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 議案第32号、番号10番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。6番下元誠一郎委員。

6番 10番について説明を致します。貸出人には、1月25日に電話にて確認をいたしました。同じく1月25日に借受人とも現地において確認を行いました。現況は田であります。借受人は水稻、里芋等を栽培しており、認定農業者ではありませんが地域の担い手

であり意欲ある農家です。農地を効率的に利用しており、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しております。また借受する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことも確認しております。今後も、水稻を作っていくようでございます。以上の確認の結果、番号 10 番の使用貸借権設定は問題ないと判断を致しました。

議長 議案第 32 号、番号 10 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について番号 10 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について番号 10 番は、原案のとおり可決されました。27 番廣田智之委員の除斥をとき、着席をしていただきます。廣田智之委員、番号 10 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6、議案第 33 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 33 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。議案書は 8 ページです。今月は窪川地域の 2 件です。

番号 1 についてご説明します。添付資料は 21 ページと 22 ページです。申請地は、1 筆。土地の所在、奈路字ナカヂ 665 番 1、地目、田、面積 778 m<sup>2</sup>の内 29.97 m<sup>2</sup>の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、22 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、北は宅地、東と南は同意有の農地、西側に影響を与える農地は無く、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画についても特になく、整地のみです。進入計画については、北側の農道から申請者所有地を通過して、直接進入します。進入路の取り合わせ工事はありません。排水は雨水のみで申請者所有地で自然浸透とします。関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の残高証明書により、必要な事業費を確保し

ていることを確認しています。番号1番は以上です。

続いて、番号2についてご説明します。添付資料は23ページと24ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、作屋宇上ハダバ492番7、地目、畑、面積514㎡の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、駐車場及び資材置場です。転用理由は、事業で使用する重機や資材の置場を探していたところ、自己所有の農地が会社の裏で立地も良かったため、重機や車両の駐車場及び資材置き場を新設するものです。農地区分ですが、申請地は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しております。転用計画につきましては、24ページの土地利用計画図に示している形で、駐車場及び資材置場を整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、北側は雑種地、西側は宅地、南側は原野、東側は登記地目が畑となっていますが、10年以上耕作されておらず、現況は原野となっていますので、周辺農地への影響は特にないものと考えています。土地の造成計画については、特になく、整地のみです。進入計画については、北側の道路から直接進入します。排水計画についてですが、排水は雨水のみであり、自然浸透とします。資金計画については、金融機関の残高証明書により必要な事業費を確保していることを確認しています。議案第33号の説明は以上です。

議長 議案第33号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について。30番澤田憲男委員。

30番 番号1番ですが、墓地新設について昨日、本人と現地で確認そして内容について聞いてまいりました。本人は墓地の新設については、早めに始めたいと話をしてまいりました。墓地の面積についても確認。最小限の計画面積であり問題はないと判断しております。新設に向け隣接する田畑を含め、100m以内の地権者、そして住居されている方にも同意をいただいているということです。墓地新設については支障なく周囲の問題もないと考えております。確認等の上、結果番号1番の転用は特に問題はないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号2番について。6番下元誠一郎委員。

6番 番号2番について説明をいたします。1月26日に申請人が留守のため、息子さんと面談をいたしました。現況は果樹を植えております。そこに土砂を置いて資材置場並びに車等を置きたいということでした。申請に関わる用途に遅滞なく供することの確実性ですが、許可があり次第着手することを確認しております。計画面積の妥当性ですが、必要最小限の計画で問題ないと思われまます。周辺農地の同意関係ですが、周辺農地はほとんど荒れ地と当事者の宅地です。また、周辺農地の同意もあり営農への支障についても問題ないと思われまます。それと図面で町道のふちに水路とありますが、もうほとんど今使われてない。排水路みたいなもんで、水稻に行くような水路ではないということでした。以上の確認の結果、番号2番の転用につきましては特に問題ないと判断を致しました。以上です。

議長 議案第 33 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 33 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 33 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7、議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。議案書は 9 ページ、今月は窪川地域の 2 件です。

番号 1 番について説明します。添付資料は 25 ページから 28 ページです。申請地は、1 筆。土地の所在、宮内字日ノ宮田 1637 番、地目、畑、面積 299 m<sup>2</sup>の農地です。権利事由は、贈与による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、自己住宅の新設です。転用理由ですが、現在、借り家に居住していますが、子供も大きくなり手狭になってきたことから、自己の住宅を新築したいと適地を探していたところ、父所有の土地を譲ってもらえることとなり、実家の隣でもあり利便性も良いことから、新たに自己住宅を建築するものです。農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しております。転用計画につきましては、26 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干し場などを整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、西、南、東側は宅地、北側は同意有の農地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については特になく、整地後、全面砂利敷とします。進入計画については、隣接する譲渡人の宅地敷地を通り直接進入します。進入路の取り合わせ工事などはありません。排水計画についてですが、汚水排水は合併処理浄化槽より、隣接地の譲渡人所有の既存排水路へ接続し排水します。雨水は申請地内で自然浸透とします。資金計画については、銀行の融資証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 1 は以上です。

続きまして、番号 2。添付資料は 29 ページから 30 ページです。申請地は、1 筆。土地の所在、金上野字加治屋口 880 番 2、地目、畑、面積 33 m<sup>2</sup>の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分ですが、申請地は、第 3 種農地

の要件の一つである、「インターチェンジからおおむね 300m以内にある農地」に該当するため、第3種農地と判断しています。転用計画につきましては、30 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、周辺の農地はすべて譲渡人所有の農地であり、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画についても、特になく、整地後墓地部分はコンクリート敷きとします。進入計画については、東側の道を通り直接進入します。排水計画についてですが、排水は雨水のみであり、申請地内で傾斜をとり東側の水路へ排出します。関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、母親からの貸付けにより必要な事業費を確保していることを確認しています。番号2は以上です。議案第34号の説明を終わります。

議長 議案第34号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について。22番掛水誠幸委員。

22番 番号1について説明をさせていただきます。譲受人、譲渡人は親子関係であります。21日に譲渡人のご夫婦と一緒に現地を確認させていただきました。図面は添付資料25ページですが、この図面で見ると4-1、4-2がその前にございますが、これについては2m以上の段差がありますので特に問題はないものと思われます。それから資金計画は、さっき事務局の方が確認してくれた通りです。譲受人の方が勤務しているということで、夜も遅いということで、8時以降に電話の確認をしてくださいと譲渡人から言われましたので、8時以降に電話をして確認をさせていただきましたが、許可があり次第早急に建設を始めたいということで特に問題ないと思います。周辺農地に係る営農条件の支障ですが、さっき言ったように2m以上の高さが違いますので特に問題ないものと思われます。以上です。

議長 続きまして番号2番について。20番中城康子委員。

20番 番号2番について説明します。今月22日と25日に譲受人と面接をして現地の確認をしました。譲受人としては許可があり次第着工予定ですが、ちゃんと杭は打ってありました。必要最小限の計画で問題はないと思います。周辺に農地はなくて、営農上全然問題はないと思います。排水は水路からすぐ下に谷がありまして、谷へ落とすようになっているみたいです。以上の確認の結果、番号2番は問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 議案第34号について質疑を許します。質疑はありますか。  
（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8、議案第 35 号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 35 号「四万十町農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を説明します。議案書は 11 ページです。添付資料は 31 ページからご覧ください。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の促進に関する法律第十九条第 3 項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご検討をお願いいたします。件数につきましては窪川地域 1 件、西部地域 1 件、計 2 件です。権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの住所・氏名についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、口神ノ川字竹ノ内 1865 番、地目、田、面積、4,333 m<sup>2</sup>の内 2,930 m<sup>2</sup>です。設定は新規ですが相対利用権設定の更新になります。期間は令和 8 年 2 月 2 日から令和 13 年 2 月 1 日の 5 年です。作物は、ハウスでニラを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

続いて西部地域です。番号 2 番、土地の所在地、古城字ハゴノヒラ 96 番 1、地目、田、面積、330 m<sup>2</sup>です。外 2 筆あり計 3 筆、面積は計 1,718 m<sup>2</sup>です。設定は新規になります。期間は令和 8 年 2 月 2 日から令和 13 年 2 月 1 日の 5 年です。作物は、柚子を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上となります。

議長 議案第 35 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、3 番谷脇誠郎委員。

3 番 番号 1 番の説明をさせていただきます。1 月 26 日、1 月 27 日に貸出人そして借受人に、訪問しまして話を聞いてきました。貸出人の方ですけれども、長年ニラのハウス、それからお米の栽培等、幅広く農業を営んでいましたが、高齢のためということで、ニラの栽培をやめまして、水稻のみに経営を縮小して、ハウスを親類の方に貸し出したということです。借受人ですけれども、地域の担い手でもありますし、認定農業者でもあります。150 日以上農業に従事し周辺農地に悪影響を与えないことを確認しております。特に問題はないと判断をいたしました。以上です。

議長 番号 2 番について、14 番吉良榮委員。

14 番 番号 2 について説明いたします。25 日現地確認 26 日に貸出人、借受人から電話で聞き取り調査をしました。畑ですが、全部柚子が植わっております。管理さえ良くすれば、

今が一番収穫できるくらい成長しています。借受人ですが、地域おこし協力隊として県外より四万十町にきました。協力隊の任務が終わると同時に移住を決め、新規就農者として就農しました。集落の草刈りなども積極的に参加しています。地域でも評判がよく、真面目な好青年であります。年間 150 日以上農作業に従事することも確認しています。この農地は周りに他の農地はありません。県道と四万十川に挟まれております。営農上全く悪影響を与えません。貸出人ですが、すべて中間管理機構に任せたとっております。以上、確認の結果、議案第 35 号番号 2 番は問題なしと判断いたしました。審議をよろしく申し上げます。

議長 議案第 35 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 35 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 35 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9、議案第 36 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 36 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。議案書 12 ページ、添付資料は 42 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。今月は西部地域の 1 件です。

番号 1、十川字石神 1390 番、地目、田、面積 89 m<sup>2</sup>につきまして、登記目的、所有権移転、法務局受付日、令和 7 年 12 月 5 日、登記原因、昭和 61 年 6 月 1 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。この土地につきましては、30 年以上前の権利者の父の代に農地の交換をして、以降はこの土地の管理をしてきており、今回、登記が変更されていないことが発覚したため時効取得に至ったものです。現地は添付資料 42 ページの写真のとおりです。登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地については、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

議長 議案第 36 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。13 番武内道則委員。

13 番 1 月 8 日に事務局と権利者の 3 名で現地にて話を聞いてきました。現況は田であります。昨年耕作しておらず写真の通り草が伸びているような状況であります。事務局の説明にあった通りですね。もう何十年も前、父親の代に土地を交換したまま登記するのを忘れていて、現在に至るということでございます。交換した農地の方はですね、もう畝まち直し、基盤整備をしまして、どこの畝まちと交換したかも分からないぐらいになっておりますので、相手方はもう登記を済ましておるといことです。権利者の方が昨年母親が他界したおりにですね、相続登記をする時に登記をしてないということが発覚して、今回の申請に至ったといことです。全然問題はなく、この後ここ田んぼとしては水がふき出ているような農地でありまして、何か花木でも植えろかなといことを話しておりました。何も問題ないと思ひます。以上です。

議長 議案第 36 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を集結し採決します。

議案第 36 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 36 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10、その他の件について議題とします。

事務局 農業者年金のオンラインセミナーのお知らせです。二枚青とピンクの紙があるかと思うんですけど、青色の方が今まで 4 回あったセミナーのアーカイブ動画をこの下の QR コードから飛んだ先で配信中とのことにご興味がある方見てくださいといのと。また、3 月 5 日にズームにてオンラインセミナー第 5 回目をやるそうですので、3 月 4 日締め切りでご興味がある方は申し込みをお願いします。また、周りの若い方にも勧めてもらったらと思ひます。以上です。

議長 他に何かないでしょうか。会議中に後でという案件がありました。報告の方をお願いします。8 番宮崎恵美子委員。

8 番 掛水さんが乾田に蒔いても水は一切いらんのか。それだけ聞きたい。

22 番 2月4日の15時30分からここの2階の会議室で県外から実際にやっている方を招いて講習会をやろうということですのでそこで聞いてもらったら。

議長 他に何かないでしょうか。

なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年度四万十町農業委員会1月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時50分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和8年 月 日

会 長

---

署名委員 11 番

---

署名委員 33 番

---